

○高知市立点字図書館条例施行規則

昭和 50 年 1 月 1 日規則第 1 号

改正 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号

昭和 61 年 2 月 1 日規則第 7 号

昭和 61 年 5 月 1 日規則第 35 号

平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号

平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号

平成 26 年 3 月 1 日規則第 14 号

平成 27 年 4 月 1 日規則第 50 号

平成 29 年 5 月 18 日規則第 100 号

平成 30 年 7 月 24 日規則第 70 号

平成 31 年 1 月 1 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知市立点字図書館条例(昭和 42 年条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 点字図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する高知声と点字の図書館運営協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、点字図書館において処理する。
- 8 前各項に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(点字図書館資料等の管理等)

第 4 条 次に掲げる点字図書館資料等(以下「図書館資料等」という。)の購入、検収及び管理については、図書館資料等の合理的、かつ、能率的な運営を図るため、高知市物品会計規則(平成 8 年規則第 31 号)第 54 条の規定により、この規則の定めるところにより行う。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)
- (2) 読書機器、情報機器及び日常生活支援用具(以下「読書機器等」という。)
- (3) 図書等の資料製作用機器(以下「資料製作用機器」という。)

(図書館資料等の年度区分)

第 5 条 図書館資料等の受入れ及び払出しは、会計年度によつて区分し、その所属年度は、現に受入れ又は払出しのあつた日の属する年度とする。

(寄贈図書館資料等の受入れ)

第 6 条 寄贈された図書館資料等(以下「寄贈図書館資料等」という。)の受入れは、館長が行う。

- 2 寄贈図書館資料等には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入してその厚意を記念するものとする。
- 3 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を市で負担することができる。

(帳簿の記載)

第 7 条 館長は、図書館資料等の受入れ及び払出しに関する基本帳簿及び必要な補助簿等を備えて図書館資料等の管理を明らかにしなければならない。

2 基本帳簿への記載は、その記載原因の発生の都度、直ちにしなければならない。

(帳簿記載の省略)

第8条 消耗度の高いもの及び時期性の強いもの並びに雑誌、新聞、パンフレット等については、前条の規定にかかわらず、基本帳簿への記載を省略することができる。

(館内利用)

第9条 図書館資料等は、館内で職員の指示に従い利用できる。

(貸出しを受けることができる者)

第10条 図書等及び読書機器等の個人貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)

(2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者

2 図書等及び読書機器等の団体貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 他の点字図書館及び公共図書館

(2) 視覚障害者等の団体

(3) 視覚障害者等が利用する福祉、医療、教育施設等で館長が適当と認めたもの

(個人貸出し又は団体貸出しを受ける者の登録)

第11条 個人貸出し又は団体貸出しを受けようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者は、当該登録に係る事項について異動を生じたときは、その旨を館長に届け出なければならない。

(貸出期間等)

第12条 図書等及び読書機器等の貸出期間は、郵送日数を除き30日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を伸縮することができる。

2 個人貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、点字図書にあつては10タイトル以内、録音図書その他の資料にあつては20タイトル以内とする。

3 団体貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、50タイトル以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その数量を変更することができる。

4 同時に貸し出すことができる読書機器等の数量は、館長が定める。

(ボランティアの登録)

第13条 条例第3条第2号に規定する点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアとして活動しようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

(資料製作用機器の貸出し)

第14条 資料製作用機器の貸出しを受けることができる者は、前条の登録を受けた者(以下「登録ボランティア」という。)及び館長が適当と認めた者とする。

2 資料製作用機器の貸出期間は、登録ボランティアにあつては当該登録期間内とし、館長が適当と認めた者にあつては館長が認めた期間とする。

(不用図書館資料等の廃棄)

第15条 館長は、不用又は使用不能になつた図書館資料等は、適時にこれを廃棄し、常に図書館資料等の質的向上を図るものとする。

2 館長は、善良な管理の下で図書館資料等が亡失したときは、その事情を調査し、6月以上経過しても未解決のときは、これを除籍処分することができる。

(施設の使用)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館の施設を使用させることができる。

- (1) 視覚障害者等が更生のための研修会等に使用するとき。
- (2) 視覚障害者等の援護及び福祉を目的として使用するとき。
- (3) 点訳及び録音奉仕活動のために使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 点字図書館の施設を使用しようとする者は、市長に事前の許可を受けるものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 高知市立点字図書館条例施行規則(昭和 42 年規則第 72 号の 5)は、廃止する。

附 則(昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 2 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 5 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号)抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 5 第 45 条の規定による改正後の高知市立点字図書館条例施行規則第 4 条の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 18 日規則第 100 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(高知市立点字図書館事務分掌規則の廃止)
- 2 高知市立点字図書館事務分掌規則(昭和 42 年規則第 72 号の 2)は、廃止する。

附 則(平成 30 年 7 月 24 日規則第 70 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(会議の招集に関する特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に開催されるこの規則による改正後の高知市立点字図書館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する協議会の会議は、同条第 4 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアとして登録を受けている者は、改正後の規則第 13 条の規定により登録を受けたものとみなす。

附 則(平成 31 年 1 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。